

「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
学識経験を有する者の意見聴取結果

① 八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する学識経験を有する者の
意見聴取の場 [平成23年11月4日] 速記録（討議の部分のみ抜粋）

○宮村座長

ありがとうございました。かなり広範囲になっていて、意見を聞くのは結構皆さんどこからお話ししたらいいか迷うだろうと思いますので、一応こんなに広いですがけれども、今ご説明いただいたやつの中から4つぐらいに分けて、八ッ場ダムの事業の点検関係のもの、その次が一番メインになる洪水関係、つまり治水関係、洪水対応についてのことに対してのグループ、それから、新規利水及び流水の正常な機能という報告がありましたので、それについて1つのグループにしたい。そのほか、その他という形でご意見をいただけたらと思います。まず、事業の点検というところから入りたいと思います。何かご意見がございましたら。

○清水委員

よろしいですか。

○宮村座長

はい。

○清水委員

群馬大の清水でございます。最初にお聞きしたいのですが、A3判の資料1「個別ダム検証の進め方等」の配付資料は、本省の有識者会議で与えられたものと認識してよろしいですか。八ッ場ダムは先行して物事が進んでいる中で、ここの[ケ]の「治水対策案を評価軸ごとに評価」と書かれている中の、(2)「コストの評価に当たり、実施中の事業については、残事業費を基本とする」。それから、その下の「ダム中止に伴って発生するコストや社会的影響等を含めて検討する」。上の「実施中の事業については、残事業費を基本とする」は、与えられたフレームワークの中でこのようにしなさいというのは、本省の有識者会議がこういった形での検証を各整備局に与えたものと認識してよろしいでしょうか。そこを説明していただければと思います。

○宮村座長

ではお願いします。

○河川調査官

資料1につきましては、委員ご指摘のとおり本省の有識者会議の資料でございます。関東地方整備局では、有識者会議で出た中間取りまとめに基づいて実施された要領細目に基づいて検証を実施しているわけですが、この中に、この資料にもございますように、「コストの評価に当たり、実施中の事業については、残事業費を基本とする」ということが示されておりますので、これに従って全国統一的な基準でやっているというところでございます。

○清水委員

わかりました。

○宮村座長

それでは、どうぞ、事業点検関係でございましたらご意見をお出しください。どうぞ。

○虫明委員

虫明です。概略値の算定ですが、おそらく八ッ場ダムについてはかなり精度が高いというのはわかるんですが、非常に広範囲に検討されておって、例えば遊水地なんかを新しいところでやろうというときには、おそらく地域整備的なお金が必要になってくるような場合もあると思うんですね。お金だけで見ると、例えば中条堤の復活が9、400億円というのは、あまりほかのと変わらないから、コストだけで見たらできる可能性もあると思うのだけれども、あそこに住んでいる人の数とか、かさ上げするか輪中をつくるか、あるいは道路整備をするかというのは非常に重要になってくるんだけれども、そういうお金まで概略値として評価されているのか。概略値の算定の考え方というか、根拠をどこまで考えておられるか聞かせていただければと思いますが。

○宮村座長

質問になっているので、事務局からお答えいただけたら。

○河川調査官

複数の治水対策案のコストの算定につきましては、我々が現在の時点で得られている知見をもとに計算せざるを得ないということでございまして、当然、事業の進捗に応じて、私どもが持ち得る情報によって差は出てくるというところは前提としてございます。今委員からご指摘いただいたような内容につきましては、補償関係のものとか必ずしも経費として数値化できないものも当然ございます。

そういうものについては、留意的なものとして書いておりまして、例えば洪水調節で言いますと、今の概要版の巻末資料の2に「コスト」ということで書いておりますが、「完成までに要する費用はどのくらいか」ということで、ここに書いている金額につきましては、現在持ち得ている情報の中で算出しておりますが、その下にあります「維持管理に要する費用はどのくらいか」というところになりますと、例えば一番右側にあります「流域対策

案」などを見ても、上記の他に、部分的に低い堤防から二線堤までの地域において、洪水後に堆積土砂等を撤去する費用が必要となる可能性がある」ということで、具体的な算出まではなかなか難しいんですけども、そういう可能性があるものについては書き出して評価はしております。

また、次のページの「実現性」の「流域対策案」のところを見ていただきますと、「土地所有者等の協力の見通しはどうか」という欄のところでは、「現時点では、本対策案について土地所有者等に説明等を行っていない」ということで、現段階の状況を書き込んでいるという形で、できるだけ積み上げできるものは積み上げ、できないものについても留意事項を書いた上で、この表をつくっているというところでございます。

○虫明委員

おそらくコストだけがひとり歩きしてしまう可能性があるのですが、例えば今のご説明だと、「実現性」のところでもいいですけども、そこでどれだけの人が影響を受けるとか、立ち退き戸数とか、立ち退きじゃないだろうけれども、そういうのを入れておいたほうがいいと思うんですね。今の段階でコストを計算するのも非常に難しいだろうとは思っているので、手段はあっても非常に難しいんだということを示すには、遊水地計画なんかは特にそうで、どれだけの人が住んでいるかによって事業の困難さが決まってくるので、少しそういう数値があったらいいなという感じを受けましたけれども。

○宮村座長

ありがとうございました。今の話は、意見としてまとめていただければと思います。そのほかにもございますか。どうぞ。

○野呂委員

野呂と申します。基本的なところを確認させていただきたいんですが、八ッ場ダムの実業費はたしか4,600億円だったと思うんですけども、ダムプラス河道改修などを含めて、先々8,300億円までかかるという理解でよろしいわけでしょうか。

あと、ダム周辺にかかわるお金なんですけれども、今回地すべり対策が必要だということとして、以前は地すべりに対する安全性は十分保たれているということで、必要ないという説明を受けてきましたが、今回新たに必要だということですが、150億円という数字が出ていますけれども、40億円プラスするのでしょうか、ちょっとあれですが、果たしてこの額で済むのかどうかということですね。

あと、先々の利水の関係になるでしょうけれども、松谷ダムの東京電力への補償額です。もろもろ八ッ場ダムに関する4,600億円に対してどれだけ増えて、ほかは8,300億円からその数を引けば出るとは思うんですけども、当初二千数百億だったと思うんですが、どんどん八ッ場ダムのお金、税金が増え続けているわけですね。コスト比較の前に、この説明をまず十分なされる必要があるんじゃないかなと思いますが、お願いいたします。

○宮村座長

お答えになれますか。

○河川調査官

まず、ご質問があった部分についてお答えいたします。今回の複数の治水対策案の比較におきましては、利水対策案もそうですけれども、すべての対策案の比較におきましては、目標を定めて、その目標に到達する、達成できるコストを積み上げしております。したがって、治水の場合には整備計画相当の流量を定めて、その目標を達成するまでの費用を積み上げておりますので、八ッ場ダムも他の事業も含めまして、八ッ場ダム案の場合には委員ご指摘のとおり約8,300億円でございます。このうち、八ッ場ダムに関する残事業費が、治水分、洪水調節分でございますが、約700億円ということになります。

○広域水管理官

地すべり関係についてご説明したいと思います。お手元の資料の素案の本文の4-3というところをお開きいただきたいんですけども、前になりますが、下に4-3と書いてあるかと思うんですが、今回の点検の中で、4-3に書いてあるとおりに我々としては点検させていただいております。今回、上のポツにありますように、21年に「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)」というものが出されまして、これに基づいた形でもう一度、八ッ場ダムの周辺の土地の状況を確認させていただいております。

その2ポツ目なんですけど、後半のところ、一定の精度をもった調査結果を前提としているのが通常なんですけど、今回の検討においては、現時点で得られている最新のデータ及び技術的知見をもとに、地すべり等の対策工を必要とする可能性がある地区について、現時点で考えられる最大限の地すべり等の範囲を想定して見積もるということを見せていただいております。その結果、今回出ていますピンク色のところと黄色のところ、最大限の地すべり等の範囲を想定した可能性のある箇所ということで設定させていただいております。

もう一つ、40億円というお話がございましたけれども、それにつきましては、次の4-4ページでございますが、これまで代替地地区の安全につきましては、一番上のポツのところでございますけれども、河川砂防技術基準等の設計基準に基づきまして、設計・整備してきたところでございます。2ポツ目でございますけれども、平成18年に宅地造成等規制法というものが改正されまして、新たに規定された既存の造成宅地の安全性の確保の考え方に沿って、湛水を前提とした条件で、今回すべての代替地地区の盛土に対して安定計算を実施させていただいているところです。3ポツ目になりますけれども、対策工の検討に当たっては、現時点で得られている最新のデータ及び技術的知見をもとに、安定計算に必要な盛土材の物性値として、すべりに対する抵抗力が小さく計算されるというのは、危険側出るようになるんですが、というものを前提とした形で確認をさせていただいているところです。その結果、今回ピンク色の場所がさらに新たな対策が必要になる可能性がある箇所ということで、この部分についても見積もらせていただいているところでございます。というのが、地すべりのところでございます。

○宮村座長

ありがとうございました。そのほかにありますか。

○野呂委員

野呂ですが、地すべりに関しまして、工期ですけれども、完成時期です。ここに試験湛水の終了まで87カ月程度必要ということですが、これからですと7年ですけれども、じゃあ工期は当初2015年だったんでしょうか。何年になると一応お考えなんですか。それをお聞かせください。

○宮村座長

どうぞ。

○広域水管理官

次の4-5のページのところの工期の点検の部分ではないかと思えますけれども、今回の部分につきましては、4-1のページのほうを開いていただきたいんですが、4-1の上のほうに「4.1.1 総事業費及び工期」という部分がございますけれども、この※1のところがございます。「今回算定した経費には、さらなるコスト縮減や工期短縮などの期待的要素は含まれていない」と書いてありまして、一般的な通常の工程ということで工期のほうを点検させていただいているところです。

それを前提として点検した結果が4-5になってございまして、この場合は87カ月となっております。ただし、実際にどのような結果になるにしても、何かしら事業をやろうとした場合は、できるだけ工期短縮、それからコスト縮減は当然やっていきたいと考えているところでございます。

○宮村座長

ありがとうございました。

○野呂委員

単純に7年で、2018年末ぐらいという考え方でよろしいんですか。

○広域水管理官

いつからというか、表のところは公告からということで数字のほうを出させていただいております、そこから87カ月ということでございます。公告が今からということであるならば、計算すればそのようになるかもしれませんが、ただ、我々としては、実際の施工に際しては、コスト縮減と工期短縮にはできるだけ努めてまいりたいと考えているところでございます。

○野呂委員

前田国交大臣が、年内にも結論を出したいと申し述べてありますけれども、もし仮にゴ

一サインが出た場合は、その後入札広告になって、それから大体プラス7年という理解だろうと思うんですが、仮に年内に結論が出ない場合は、ずっと先々延びていくという考えでよろしいわけですね。

○宮村座長

事務局が答えるかどうか。答えられたら答えてください。ただ、それはここで言うてもしようがない。

○野呂委員

7年は必ず必要だということですね。

○宮村座長

短く答えてください。

○広域水管理官

ここはあくまでも標準的な工期ということで、87カ月というものを設定しているところでありまして、実際は工期の短縮等は最大限努力してまいりますので、短くなる可能性はあると考えております。

○宮村座長

それでは、そのほかよろしいですか。それでは、少し先に行かせてもらいます。洪水に関係して、治水関係の部分でご意見がありましたらどうぞ。

○清水委員

今回、ハッ場ダムの検証に当たっての外力をどう想定するかというところで、毎秒1万7,000トンという数字が八斗島で与えられています。毎秒1万7,000トンは先ほどの資料1の評価シートであれば、整備計画が策定されていない直轄の河川であれば、大体、戦後最大を対象にするのが多いという中で、戦後最大と毎秒1万7,000トンはかなり乖離、間があるわけです。利根川の首都圏を抱える社会的、経済的に高いところで、毎秒1万7,000トンというのは戦後最大に比べてどのぐらい規模を低くしているのか。先ほど8,300億円かかるとありましたが、外力を毎秒1万7,000トンに決めたことによってこの金額も大体決まるわけです。そうなってくると、この決め方の妥当性というのもあるし、実現性というのもあるし、それから、首都圏を抱えるというところで、そういう安全度でいいのかという議論もあると思います。その辺りについて、簡単でも結構ですのでご説明いただいて、ここで認識を持っておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○宮村座長

ではお願いします。

○岡本委員

ちょっとよろしいでしょうか。

○宮村座長

どうぞ。

○岡本委員

今の話に関連するので、傍聴者もいますし、理解は正確にしておきたいんですが、現在治水にしても利水にしても、対策案を考えるとときにどのレベルで考えるか。川の流量は、清水委員がおっしゃるように……、岡本でございます。連動しますから、どのレベルに対応するのかというのが必ず問題になるわけです。粗っぽく言うと、例えば確率の言い方をすると、100年に1回それを超えるような洪水、100年洪水というもの、あるいは利根川は重要だから200年に対応する必要があるんじゃないかという表現をやります。また、利水に関しても、10年に1回は水利権の流量がとれないことがあるけれども、これはやむを得ない。10年のうち9年を担保するようなものをつくろうと。

そのときに、実はさかのぼって河川事業としてこれを行うわけですが、河川事業というのは河川法ないし河川局に課せられた行政の枠内でやるわけですね。そうすると、実際に河川局、今回は部長以下お出ましになっていろいろ検討されているわけですが、今日の枠外ですが、例えば水質の問題に関しては環境庁の水濁法に基づく規制、あるいはきれいにしてと思えば下水道事業といったよそへ回ります。

それからもう一つ、その際、後ほど言おうと思ったんですが、利水に関して言うと、現在の将来需要予測が過大ではないかという批判がかまびすしいわけですが、これに関しては、実は各地方自治体ないし関係者が申告してきたものを機械的に河川局が受け入れて、それを前提として事業を進めざるを得ない。ですから、これが過大であるという批判があるならば、これにこたえるべきは例えば東京都水道局であって、そもそも河川局が対応できる批判ではないわけです。

ただ、ここで申し上げたいのは、現在ダムがなぜこれほど問題になるかということ、土井たか子じゃないけれども、世界的にダムはだめという言い方があって、例えば世銀をはじめ諸外国ではだんだんそういう方向に行っているということがあり、また、ダムというのは当然建設に伴って水没補償そのほかいろいろな副作用を伴いますから、それに対する批判がだんだん時代とともに激しくなってきた中で、特に一般市民のほうからいろいろな批判が出てきている。

ですから、技術的に争うものとしては、例えば毎秒1万7,000トンがどうなのかと。今洪水では100年というのを使います。利水といえども、10年というのを使いますけれども、そもそもそれを正確に統計学的に統計学者が納得するようなことを言おうと思ったら、少なくともその10倍のデータが必要なわけです。100年洪水を算定するんだったら、1,000年のデータがなきゃできません。また、利水といえども、10年のものをやるためには数十年以上のデータが必要です。

ところが、そんなことは実際にはできないことなので、じゃあどうしているか。ここの

ところで、公共事業として河川事業が行われていることの意味があるわけですが、公共事業というのはまず必要性がなきゃいけない。必要性がちゃんと担保されてなきゃいけない。それから、その合理的な根拠がなきゃいけない。合理的の中には、例えば毎秒1万7,000トンというのをダムの効果をはじくときにどうやって合理性を担保するかというと、虫明先生以下お歴々がお出席ですが、こういう学識経験者が現代の学術、科学技術では大体そういう計算方法とか流出のモデルを使うことが最も妥当であろうというものをお受けして、それを河川構造令、あるいは技術指針という格好で固定して、それでもって合理性があると認定せざるを得ないという行政の宿命があるわけです。

それからもう一つは、透明性の問題なんですけど、これは公示とか公聴会ということでいろいろやられています。それから、いま一つ忘れてならないのが公平性なんです。公共事業である以上は、北海道でやる、関東でやる、沖縄でやる、同じ基準でやってもらわなきゃ公平じゃないわけです。公平をどうやって担保するかといったときに、先ほど申し上げた合理性とも絡むんですけども、例えば洪水流量の評価をする方式、100年高水はどういう形で評価していくか、10年の渇水をどう評価していくかということに関する手法を固定するということですね。手法は、学識経験者の基本的には現在の科学技術の示すところから従ってやっていく。

したがって、それは当然進歩する場合もあるわけで、例えば今回の見直しに当たっては、従前使われておいた利根川の洪水流出に関する流出モデルというのは、学術会議に諮問されて改定されたと聞いています。そういう形であれ何であれ、決まったものをやっていく。ですから、裏から言うと、河川部局の方々に裁量権があるのは、1つはどのレベルの対応をつけていくか。つまり、100年高水に対応させるのか、200年にするのか。清水委員がおっしゃったように重要なんだから、例えば我々は虫明さんや宮村さんと同じで年を食っているんで、長年利根川とつき合っていますと、当初は100年高水と言っていたのが、あるときから利根川は重要だから200年に対応しようという声が聞かれました。ですから、現在でも「基本方針」のほうではあくまで表現すれば200年高水を想定しております。

ただ、現実にはここ20年ないし30年を目途とした河川整備計画では、とてもそれに対応し切れる行政の財政ないしマンキャパシティーがないというご判断で、これは誤解を招くかもしれませんがあえて申し上げますと、確率評価すると、従前我々が聞かされていたのは、利根川では100年高水に対応してずっとやってきたとおっしゃったんですけども、今回の河川整備基本計画では、20年ないし30年を目途とする中で50年に1回と、つまり危険率を上げているんですね。その程度しか対応できませんという、いわばギブアップ宣言が出ているわけです。利水に関してついでに申し上げますと、利水は全国どこでもやるときには10年渇水年、10年に9年は担保できるということをやっているんですけども、こと利根川に関しては、とてもダムの容量が足りない、渇水補給の手段がないということで、実は河川整備計画では20年ないし30年の間は5年に1回パンクする危険を想定目標としているわけです。

ですから、そういう公共事業としての特性、並びにその際に使うデータ、例えば水需要に関しては個人的にいろいろな見解はあろうけれども、河川管理者である河川局において

は、各事業者が申告してきたものを機械的に使わざるを得ないという事情、そして、どの程度のレベルで考えるかということに関してはある程度の裁量ができますが、これはもっと総合的な裁量で、私も清水委員と同様に、利根川は被害物件等重要度が全然違うんだから、もっと安全率を上げるべきだろうと思いますが、現在の行政の能力では200年どころか100年も無理で、50年に下げざるを得ないという算術ができているということなので、そのあたり、つまり、現在ダムの見直しがなぜこれほどやかましい問題になって、中川委員会をはじめダムの見直しが全国的に行われるようになったかという、例えばマスコミの方はいらしているけれども、いわばここにあらわれない一般市民に対する説得性という点がもう少し盛り込まれていいんじゃないか。

というのは、そのところがわかっていただけないと、お互いの間で議論がクロスしちゃって、行政側の辞書にはないからやらないんだけど、ダムを否定する方々は、ダムよりも例えばぼろぼろの堤防の保全のほうが先だろうという議論があるわけです。これは、非常に素人にもわかりやすい議論です。ところが、これは当然河川管理者はふだん河川整備計画の枠外。河川整備計画というのは、粗っぽく言っちゃうとダムの容量をどうとるか、堤防の高さをどうとるかという物理的なディメンションといいますか、寸法を決めるというところに集約されてしまうわけですが、当然そこにある堤防が危なければ、堤防の修理は別途整備計画とはある意味別のところで日々行われているわけですから、ダムをやめて堤防を強化すれば代替性があるということならよろしいんですが、そうでない場合の議論にはこれはなじまないわけですね。私自身、一介の大学教師崩れですから思うんですけども、今大臣も含めたいろいろな外からの批判と、皆さん方のお考えになっているストーリー、あるいは答えが完全にかみ合わないというか、クロスしているという点が大変不幸なことだと思います。

それからもう一つ、最後に申し上げますと、代替案を示せというのは日本の河川局行政というか日本の行政一般になじみません。というのは、ご存じのように、英米法の世界と行政法の方がよく言いますけれども、英米のように法律に基づかないでとにかく河川管理者であれば河川管理者の判断でどんどんやっていく、文句があるなら法廷に持ち込んでそこでやろうという判例主義といいますか英米法の思想と、そうではなくてドイツのように、日本もそうなんです、将来起こることを全部想定した法律をきっちりつくって、以後はきっちりその法律に基づいて、解釈も定めてやっていくというシステムでやったときには、そもそも比較代替案を出して、どちらがいいかについて意見を求めるということが本来はあり得ないわけです。

というのは、それは当然作業の中で、例えば八ッ場ダムを建設するに当たっても、八ッ場ダムをやるかどうかについてはいろいろな代替案が中であって、いろいろ検討した結果、これが最善だということで20年代から出されてきたわけなんでしょうから、そのあたりの点で、私自身は中川委員会と呼んでおきますけれども、本省が今回示した再検討というフレームの立て方が、おそらく現在までの日本の河川行政の歴史、あるいは構造を全く無視されていて、これはうまくいかないだろう。

というのは、もしもやるとすれば、一々基準年がどうだとか基準高水じゃなくて、おのおの個々に具体的に考えていこうという思想はあり得るわけです。だって、外国ではアダ

プティブ・プランニングとかいってやっている国はあるわけです。だけど、そのときには、我々が今のような形で担保している公平性というのは消えちゃうわけです。ですから、日本の河川行政に限らず、公共土木事業一般にかかわる現在のいわば原則といいますか、これ自身を変えなければこの議論はかみ合わないわけで、そこのところをお互い自分のイデオロギーというパラダイムがあって、それで批判しないでやっていたのではおよそ意味がない。

それから、最後に一言だけ申し上げると、例えば毎秒1万7,000トンというのはあくまで符丁にすぎない。大体川の流量が、皆さんだれでもわかっていらっしゃると思うけれども、例えば水路実験室で使う三角堰のJISの基準ですら5%のエラーがあり得るというわけです。それを、洪水時に浮子を流してふだんの水深と流量の関係を調べておいたものを使ってやったときに、毎秒1万7,000トンというのは、おそらく毎秒2万5,000トンはないだろうし毎秒1万トンということはないという程度の話なんです。

ところが、そういういわば実験室科学のような正確さを持った数字と、しかし、我々のほうはとにかくある数値で示さないとすべて何も運びませんから、ただ、数値を決めるについての一定の方式を決めておいて、それを使って決めていくというような、先ほど申し上げた構造令、あるいは何とか指針といったもので固めていってやるという仕組みのご説明がもう少しないと、これが出たときに、ああそうですかと言ってくれない人がたくさん出るだろうと思います。

以上です。

○宮村座長

ありがとうございました。大分岡本節で、もう発言はないだろうと思います。では、ほかの方にお願ひしましょう。

○清水委員

今のはよろしいですか。最初の私が質問した中で、事務局のほうで。

○河川調査官

それでは、清水委員からあったご質問でございますが、報告書の4-9ページに幾つか書いております。今回1万7,000トンを設定した説明をここに書いております。概要だけご説明いたしますと、利根川の長期的な計画は200分の1確率で定めているわけですが、全国的に見た場合に、河川整備計画は長期的な計画ではなくて、おおむね戦後最大というものに対応している場合が多くなってございます。それが、下から2つ目のポツに書いております、戦後最大を一つの目安として策定していることが多いということでございます。

しかしながら、一番下のポツですが、利根川の場合には昭和22年9月のカスリーン台風が戦後最大ということで、この規模が非常に大きいということでございますので、現在の利根川の整備の状況を考慮すれば、20年から30年にその目標を達成するのは不可能ということで、このような状況を踏まえまして、整備計画相当の目標流量として、次の①、

②というものを考慮して決めております。1つは、やはり利根川の重要性を考慮するということで、人口とか資産等のデータから見ても、利根川は日本の中で非常に大きな位置を占めているということ。もう一つは、実現可能性という意味でこういう書き方をしておりますが、現在の主要なプロジェクトを実施できる水準を考慮することが必要だということ、河川整備計画相当の目標流量として毎秒1万7,000トンということを設定しております。

なお、仮にですが、毎秒1万7,000トンを確認率で評価すると、後ろのほうにございますが、今回既存ストックの有効活用ということで、ダム等の操作の見直しとか既存ストックの有効活用を図りましたので毎秒1万7,000トンになりましたが、これを評価しますと、大体70から80分の1ぐらいという数字になってございます。

○清水委員

よろしいですか。

○宮村座長

どうぞ。

○清水委員

確率の話題をそんなにする気はないのです。ただ、毎秒1万7,000トンというのは、概要版の18ページに非常に現実的な図が載っています。中段の図です。毎秒1万7,000トンというのは、カスリーンのときの3川を合流して足し合わせたときに出てくるような数ということで、ある意味根拠のある流量です。そこを毎秒3,000トン落として毎秒1万4,000トンにし、残りが毎秒8,000トン、毎秒9,000トンの河道であれば20年、30年でできるだろうと。この図は、治水の確率年とかそういう問題ではなくて、当面20年、30年であれば何とかやれるのではないかという、国交省が非常によく考えられた流量だと思うんです。

毎秒1万7,000トンと毎秒3,000トンカットして毎秒1万4,000トンに落として、あとは河道で対応しようというのができそうな理由が、現況のこれ（河道の流下能力）で示されていると思うんですが。ただし、この図では、利根川下流は相当大変だなというのが一方で出てきます。ですから、ここにも書いてありますように、上下流、支川も含めてのバランスを考えたところで毎秒1万7,000トンというのは、毎秒1万4,000トン河道をつくらうというものの条件になって決めたんだと。ただし、毎秒1万7,000トンというのは、戦後最大に比べたら過小評価になってはいますが、でも、二、三十年ではこれだけしか多分やれないだろうと。

先ほど8,300億円というのが挙がっていましたが、こういうレベルにするのであっても、もちろんコストの縮減とかはあるでしょうが、利根川では8,300億円かかってしまうということ、利根川流域に限らず国民全体が分かっていないといけないと思います。確率での話で質問したというよりは、今持っている河道の体力を前提として、整備計画の中でやろうというレベルに設定した、そういうことが非常にわかる図だということ

とで、ご質問させていただきました。

以上です。

○宮村座長

ありがとうございました。お答えはなくてもいいと思います。

○野呂委員

はい。

○宮村座長

どうぞ。

○野呂委員

また基本的なところに戻るんですが、以前はカスリーン台風並みで毎秒2万1,000、2,000トンというお話でして、それに対応する八斗島が第1回の有識者会議の記録によりますと毎秒1万6,000、毎秒1万6,500トンを受け持つという説明だったと思うんですけども、まず、カスリーン台風並みの雨が来た場合にはどうなんですか。というか、実績値として実際は当時どのぐらいの雨が流れたんですか。毎秒1万7,000トンという理解でよろしいんですか。

○宮村座長

どうぞ、お答えください。

○河川調査官

これにつきましては、今年の1月13日に日本学術会議に国交省のモデルの妥当性について評価を依頼しておりますが、その中では、昭和22年9月洪水についての再現計算結果というものも我々から学術会議にご報告させていただいております、その結果、昭和22年9月洪水の再現では、概ね毎秒2万1,100トンという結論になっております。

○野呂委員

毎秒1万7,000トンとか、いや、実際は毎秒1万5,000トンだという試算もあるんですけども、当時の実績として毎秒2万1,100トンが出たという理解でよろしいわけですね。

○宮村座長

お答えください。

○河川調査官

実績値ということで言いますと、八斗島地点の観測は当時できていなかったんですが、

先ほど清水委員からもお話がございましたが、上流の3地点の観測流量の和を算出いたしますと、毎秒1万7,000トンになったという記録が残されております。

○野呂委員

それで、とりあえずは毎秒1万7,000トン流す目標でいくということですよ。それで、八斗島ではどのくらい流せるんですか。流下能力というんですか。毎秒1万4,000トンですか。

○河川調査官

先ほども出てまいりました概要版の18ページにございますように、18ページの真ん中ほどの図に八斗島から河口までの各点ごとの流下能力を青い線で引いております。八斗島だけを見ますと、毎秒1万4,000トンよりも大きな数字になりますが、川の上下流のバランスを見ないといけないということございまして、今回の整備計画相当流量の場合には、下流のことも考えて毎秒1万4,000トンということで決めさせていただいております。

○野呂委員

ここは、多分いろいろダムの必要性を問う方々と議論も合わないんですけども、カスリーンなどを除くと、洪水があっても大体毎秒1万トン弱ですよ。それが、毎秒2万2,000トンが目標だれども、できないから当面毎秒1万7,000トンだということなんです。その毎秒1万7,000トン自体が非常に説得力がないといえますか、本来ならばこの資料でなぜ毎秒1万7,000トンなのかという詳細なものが読みたかったんですよ。

一方で、学会で議論はしてきましたけれども、いろいろな計算方法や方式が以前と変わっているわけですよ。その説明も何もここにはない。これじゃあ、到底納得できないですよ。もし毎秒1万7,000トンという数字でいくならば、この議論をまずきちんとしないとコスト比較もできないわけですよ。利水は後ほど述べますけれども、ある程度疑問を持つ方も納得できるような議論をしていかないと、これは税金を使うわけですから、この資料じゃ全然わかりません。ということで、別途資料がないと治水の議論はできないですね。

○宮村座長

答えなくてもいいし、答えてくださってもいいし。

○河川調査官

先ほどご質問の中で幾つかございました学会関連の資料につきましては、直接今回のパブリックコメントの内容ではございませんが、学会に報告した資料につきましてはすべて今までも公開しておりますし、ホームページでも公開しているところでございます。また、毎秒1万7,000トンの説明、根拠につきましては、今日概要版を説明してしまつたので少しわかりにくいところがあったかもしれませんが、本編のほうでも書かせて

いただいたつもりでございます。

説明は以上でございます。

○宮村座長

野呂さんの意見は、そのまま意見として。あまり極端なアジ的なあれも、今ここではやらないように。ほかの方、どうぞ意見があったらやってください。どうですか。どうぞ。

○佐々木委員

埼玉大の佐々木ですけれども、私は環境の部門ですので、座長の言うところではその他の部門に入んですが、ですので今の議論というのは、当然この検証は利水と治水がメインに走るわけです。報告書に書いてありますように、環境の部門というのは全体を覆すような要因にはならないと。目的がそうですので、それはそうだと思いますけれども、例えば先ほどの地すべりの問題もあって、これから突発的に起こるであろうと予想されるもの、例えば地震もそうですし、そういうものに対して、それからもちろん自然環境に対しても、例えば生物の場合で貴重な生物が何が出てくるかわからないというものがあって、今までのダム工事を見ていると、後からそういうものが出てくると、追加予算としてどんどん予算が膨らむという構図になっているわけです。ですから、このダムの計画の8,300億というのも、例えば東北の大震災のときの今度の補正予算と比較してみると、かなり大きな金額なわけです。

ですから、そういう面で、これから起こるべきであろうというもの、いわゆるコスト、経費をどれだけ下げられるのかということと、突発的なことに対しては今までもあるわけです。実際にダム工事というのは常に予算が膨らんできた。そういうことに歯どめがかけられるような基本的な調査をちゃんとしているのか。私は環境ですので、言うなれば例えばこの資料でも、環境の説明に関しては利根川全体の話をしているんですよ。今話しているのは、ほんとうはダムの話なんだけれども、全体の言うなれば非常に大ざっぱな議論しかしていないということなので、そういう面で、言うなれば環境というのは後から出てきたのでその部分に対応するんでしょうが、基本的な調査をきちんとやっているのかというのが我々としては心配なことなんです。

○宮村座長

事務局のほうから一言ありますか。

○河川環境課長

環境課長の高橋でございます。八ッ場ダムの個別の環境調査につきましては、平成11年に施行されました環境影響評価法に基づきまして今まで実施してきている。その内容につきましては、今回の報告書の中には記載されていないんですけれども、それをもとに報告書の中に記載したという状況でございます。中身については、我々のほうでデータについては保管しているという状況でございます。

○宮村座長

佐々木さんの意見は意見でよろしいですね。

○浅枝委員

環境の話も入れてほしい。

○宮村座長

わかった。じゃあ、そういう意見として。

○浅枝委員

1つお話ししておきたいと思いますのは、私の専門である河川環境の分野で、科学的なことだけお話ししたいと思います。河川環境というときには、八ッ場ダムが建設されることも重要ですが、それと同時に上流から下流まで合わせた形での議論も非常に重要だということです。

具体的に申しますと、例えば2-37ページでは利根川のリンや窒素の変化を書かれています。利根川では、群馬県でリンや窒素が急激に増えます。もちろん横からの流入でこういうことになってしまっていますが、もう一つ大きな理由が、河川の中での浄化だけではそれを消費できていないということです。この報告書に書かれている内容では、様々な値が国交省で決められている基準を満たしているか、また、そのためには維持流量をどうすべきか、また、場所ごとにいる稀少生物をどうすべきかということは書かれています。しかし、河川の流域全体となると、こうした水質の変化等の仕組みも含めた予測も非常に重要になってきます。

そうしたときに、もちろんこうしたことを正確に計算するのはなかなか難しいことです。科学的に申しますと、こうした浄化がどこで起こるか考えると、大部分は河床の部分で起こります。ことばを変えれば、科学的事実として、掘削も含めて河床に人工的な変化を加えると、こうした浄化能力は下がります。正確な数値でなくても、科学的事実としてのプラスかマイナスかという予測は、できることというのは、考える中に含めるべきだと思います。

もちろんダムのサイトでは、様々な予測が行われていますが、もう少し広げて、また、他の選択肢も含めて、流域全体でどうなるかという予測も必要だということです。今水質の話をしましたけれども、生物に関してもそうですし、例えば渡良瀬遊水地を掘削しますという案も出ていますが、渡良瀬遊水地に、現在どのような生態系がつけられているかなども考えるべきです。また、稀少な生物がいなくなるかどうかということで検討はされることは多いですが、それと同時に、それが例えば流域の人たちとか近隣の住民とのかかわりのようなもっと広範囲に果たしている役割も当然あるわけで、もうしたことも総合的に判断していくべきだと思います。

○宮村座長

今の話はご意見として。ほかにございますか。どうぞ。

○小林委員

上毛新聞社の小林です。今回の検証は、先の大臣だったと思うんですけども、予断を持たずに検証をやるということで始まったわけだと思うんですが、予断を持たずに検証というので一番大事なのは、言うまでもないと思うんですけども、科学的なデータに基づいて下す、それについて説明責任を果たすということに尽きるんじゃないかと思います。今回のダム案有利という結果につきましては、群馬県当局からすると歓迎すべき方向だろうし、地元の住民にとっても望むべき方向だと思うんですけども、検証に携わった方々が科学的なデータに基づいて出した結論について、異を唱える人が少なからずいるわけです。

これについては、一方で科学的なデータをもとにして出した結論、また、別なデータをもとにして出した結論が対立するというのは、ダムが建設される場に住む人間にとってはちょっと不幸な状態であると思っています。ですから、検証をした側の方たちからすれば、当然説明責任があるわけですから、異論についてどういう説明をされるのか。是非してほしいところであると私は思っています。そういう場があるのかどうかというのも、一つお聞きしたいところであります。それをやらないと、地元の人間、あるいは下流域の人にとっても、将来禍根を残すような結果になるんじゃないかというのが一つ危惧されるからであります。

以上です。

○宮村座長

ありがとうございました。

○虫明委員

今のお話もそうですが、先ほど岡本委員が語る説明されたように、いろいろな反対派の意見とかみ合うところがない仕組みになっているのです。仕組みになっているというのはおっしゃったとおりで、今回の検討報告も、先ほど野呂委員が学術会議の話なんかをされましたけれども、そういうものは別にやっていると、検証手続に沿ってやっているから、そういう意味では全体がわかりにくいというのはあるのだろうと思います。先ほどの例えば水資源計画のようなものは、まさに河川局は皆さんからデータをいただいて判断しているのですが、反対意見はそうした仕組みの外の議論です。ですからその辺は、岡本さんが非常に分かり易く説明されたけれども、そういう背景を整備局が言うのか我々学識者が言うのかよくわかりませんが、その辺の理解を深めていただくことが一つは重要だと思いました。

それから、先ほどの毎秒1万7,000トン何がしですけども、これもまさにどう考えるかです。これが高い、低いという議論があるけれども、治水担当者としては、この30年にできる限りことをやろうという姿勢はぜひ理解していただきたいのです。たまたまカスリーンで八ツ場の上流に雨が降らなかったというのが反対派の意見だけでも、最近の雨の降り方を見ていると、たまたま利根川上流に降っていないだけで、記録破りの雨なんているのはこの前の新潟もそうでしたし、紀伊半島もそうですけども、ああいうものが

起こるんだということはぜひ認識していただいて、先ほどお二人、清水さんも岡本さんも首都圏は毎秒1万7,000トンよりもっと高くすべきだというのは、私もその意見ですが、そういう姿勢と過大な流量を見積もるといえるのはかみ合わないところがある。その辺は治水担当者の姿勢の意味をはっきりということだと思います。お役所の報告書だから、心が全然入っていないとか、意味論があまりないところがあるけれども、それをどう補うかということが非常に大切なのだと思いました。

○宮村座長

ありがとうございました。分けながらと言いましたが、全体で皆さんの意見を言えるところでどうぞお出してください。どうぞ。

○川上委員

茨城新聞の川上と申します。報告書の中身については、いろいろ争うところであるとか、いろいろな方が科学的データに基づいていろいろ言われていることとか、一般の市民として専門的な知見がなくて読んだときにどこまで読めるかとか、例えば先ほどの流量の設定であるとかコストの計算の方法がどう評価できるかというのが理解しづらい、難しいという部分は確かにあると思います。さらに、それは先ほど異論に対して説明する場があるかとありましたが、何らかの形でより具体的にわかりやすく説明ができるような形も必要と考えております。

報告書の内容とは別に今思いますのは、ダムを実行すべきか中止すべきか検討せよということで検討が始められて、その一方で、もちろんダムの周辺では住民の方は移転が進んで、例えば道路のつけかえなども進んでいるという現状もあります。利水に関しても、八ッ場ダムに参画することの給水量を前提にした計画を立てている地域はもちろんあるわけです。治水に関しても、利根川の流量の具体的な数字がどこまでということではなくて、現状の中で例えば利根川の本流の沿岸だけではなくて、支流の地域であっても、利根川の流量が現実が増えたときには、利根川に流れ込むことが困難になるというおそれを抱きながら生活している地域があることもこれまた事実なわけです。

そういう中で、今回の検証はコストであるとかその有効性、あるいは実効性ということに焦点が当てられているわけですが、そういうことを踏まえた上で、各地域の声とか住民の方の声をどこまで反映させた報告にできるかということが、大切なんじゃないかと考えています。この報告の中でも、パブリックコメントの途中経過を出されています。パブリックコメントだけではなくて、関係地域の住民とか自治体の意見を聞き、それを盛り込みますとあるんですが、それだけじゃなくて、それを一つの報告の大きな柱にしてほしい。地域の声はどう反映させるかということも今後のあり方を考える上での大きな柱だと考えて、この検証を進めるところに加えていただければいいのではないかなと考えています。

○宮村座長

ありがとうございました。それは意見としていただいたものとして、一応やろうとして

いますので、事務局で今の意見を取り上げていただくなり何なりしてください。そのほかにはありますか。

○清水委員

巻末の資料は、本省の有識者会議のフレームでこういう表をつくれということだと思いますが、例えば巻末の5ページで、コストとか時間は残事業ベースでやりなさいというのは、本省の有識者会議のほうで話があったにせよ、例えば「地域社会への影響」というところで、八ッ場ダムをもしやるのであれば、あとは原石山工事のみであるという書き方で、残事業ベースのことしか書いていません。八ッ場ダムはかなりの負の遺産があります、これまで時間をかけてきた中で。水没するところがどれだけあって、水没される方たちにどのような対策を、水源地でかかわる人たちの時間を費やして行ったか。今77%の事業進捗率を経た結果、こういうふうになっているのであるわけですが、その前の段階のことが地域社会への影響として書かれてないと、非常に手続的なのか、残事業を残すだけの話なのか、簡単に書いてあるような気がするんです。ぜひダムは地域社会に非常に大きい影響をもたらしてきたんだということは認識しながら、代替案の比較というものをに入れてほしい。事業進捗率だけ見ないで、これまでの経緯をぜひ。決してダムは地域にいいわけではなくて、多大な苦渋の苦労をさせてきたということが盛り込まれた中で、代替案との比較があると思います。

○宮村座長

ありがとうございました。時間があと15分ぐらいなんです、この部屋を12時に出なきゃいけないというかなりきつい条件がついておりますので、あと幾つか短く意見を言っていたら、残された意見についてはちょっと処理を考えたいと思いますので、今当面何かありますか。短く。

○野呂委員

短く。すいません、たびたび発言の機会をいただきまして。利水のことで1つ申し上げます。先ほどのご説明で、まとめて「利水参画者に確認した必要な開発量を確保することを基本とし」とありますね。となりますと、国交省側としては精査されていないというふうはこの文章から受けとめます。利水について東京都の事を申し上げますと、200万トンぐらいの余裕があるわけですね。1日の最大利用量が約480万トンぐらいですか。でも、それを600万トンにしたいと。しかし、地下水源などがいろいろあるわけですから、そういう、例えば茨城県がものすごく人口が伸びることを前提にしているとか、各水道事業者の言い分をそのまま載せて、それを前提に利水の事をまとめているわけですね。

暫定水利権の問題もありますけれども、実際に水は配分されているわけでありまして、ぜひとも実際の使用数、実績をきちんとデータとして見せて、それが科学的データ、根拠だと思えるんですね。それがないと、報告書として残念ながら未完でありますし、それをもとに富士川から導水するなんていう議論を全くあやめるような、それで1兆幾らかかるという比較をすると、せつかくの議論が信用性を失ってしまうんじゃないかなと思

っております。

以上です。すいませんでした。

○宮村座長

先ほど岡本さんから出た意見も含めて、意見という形で並列していただければわかりやすいかなど。そのほかにございますか。どうぞ、佐々木さん。

○佐々木委員

報告書の52ページに、言うなればこの会議をどう活かすかということなんですけれども、まず、資料1の「個別ダム検証の進め方等」というのに矢印があって、これがどういうふうに再検証されるのかという話と、心配するのは、52ページにあとはパブリックコメント、意見聴取の場、この報告書ができ上がりみたいな格好になっているわけです。言うなれば事実関係をつくるみたいな感じがするので、ほんとうはこういう意見というのはもっと早くやるべきだと思うんですけれども、どう活かしていただけるのか、どう反映させていただけるのかというご意見を少し。

○宮村座長

冒頭に今日の会の趣旨説明がありましたが、もう一回繰り返してください。つまり、今日の会議の意味。

○河川調査官

今日の会議の最初に説明させていただきました資料1にございますように、今日の会議は関係地方公共団体からなる検討の場での検討結果を取りまとめた報告書に対して、皆様方から意見を聞くという場でございまして、我々といたしましては、報告書に記載するとともに、今後の検証のための検討の参考にさせていただきたいと考えております。

○宮村座長

もっと早くからというお話がありましたけれども、これについてはさんざん議論されてきて、大変申しわけないですが私もコメントだけしますと、先ほど地元の人たちの話が清水さんから出ましたけれども、これからやるときに地元がどう苦勞するかというより、今までさんざん苦勞して、ふと全然地元とは関係なくとまって、さあ客観的に検証しろと言われても、地元の人是非常につらいと思います。苦勞してきた地元に対して思うと、もうほじくり返すような議論はいい加減にしてくれというのが私の個人的な意見で、そんなことを含めて、今日いただいた意見をこの委員会の意見として予定どおり報告書として、しかもそれは委員名を書くんですか。どうするんですか。

○河川調査官

委員名を書いた上で取りまとめさせていただきたいと思います。

○宮村座長

ご発言の方は、そういう形で報告書に記載されると。まだ言い足りないという方は、日にちは後で決めていただきますけれども、事後にいただいでください。事後にいただいたやつを皆さんにも連絡していただきたいと思えますけれども、名前を入れて載せていただくということで、足りなくなった時間の調整をさせていただきたいと思うんですが、もし事後にいただくとしたら何日ぐらい。あまり長いとだめですので、せいぜい1週間以内、四、五日でという、何か締め切りを言っていただければ。

○河川調査官

お忙しいところ申しわけございませんが、11月9日水曜日でよろしいでしょうか。一応お昼までということで、メールで送っていただければ助かります。

○宮村座長

ということで、ご意見をお出しいただいて、おくれてしまうと事務局が大変でしょうから、できるだけこれに間に合うようにして、間に合わない場合はご容赦お願いするという形にさせていただきたいと思えます。

閉じるに当たって、一度そちらにお返ししますが、その後のことを。では、とりあえず今日皆さんの意見は聞いたということにさせていただきます。ありがとうございました。では、司会をお返しします。

※全文については関東地方整備局HPにて掲載

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000049797.pdf

② ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する学識経験を有する者の意見聴取の場 [平成23年11月4日] 以降に委員から寄せられた意見

○石野委員

- ・ 2年前の政権交代に際し、「ダムによらない治水」の提言、さらには「一度始まったら止まらない公共事業」の見直し等、評価すべき点と考えている。
- ・ しかし、当時の前原国交大臣の突然の「ハツ場ダム建設凍結」は、唐突であり、ダムの必要性などきちんとした根拠を示さずに、「マニフェストに掲げたから」だけでは説得力に乏しい。
- ・ その後の、ダム検証作業は、必要なことであるが、凍結宣言が先にあり、順序が逆ではないかと考えている。
- ・ 検証作業、今回の報告書については、専門外であり、詳細は正直、分からない。ただ、専門家による検証結果であり、結果は真しに受け止めている。「建設ありきの作業」等、批判的な論調もあるが、検証作業にそのような恣意的な発想はないと理解している。
- ・ 報告書の作成に当たっては、第一に、流域住民の安全を考慮すべきと考えている。100年に1度か200年に1度かは問わず、被害を出さない、極力抑えることが何より必要だと考える。カスリーン台風に限らず、水害被害に遭った住民のやり場のない憤り、物心両面での負担の重さに思いをはせることが必要だと考える。
- ・ また、建設地である地域と住民の長きにわたる歴史、物心両面での負担を「建設の可否」の判断に際しても考慮すべきと考える。

○小林委員

- ・ ハツ場ダム建設が公にされてから来年で60年。人生に例えれば還暦です。公共工事とはいえ、これほどの長期間、関係住民を翻弄していいのか。問題の早期決着を望みます。

○阪田委員

- ・ 徳川家康が江戸城に入府以来、江戸市中を河川洪水から守るために、各種の事業がおこなわれてきた。その最大な事業が利根川の東遷であるといえる。利根川の東遷によって江戸市中の河川洪水による被害は減少し、耕地の拡大にも寄与し、さらに物流に大きな影響を与えたこととなった。しかし、利根川下流域に所在する印旛沼においては、沼の氾濫に伴う洪水被害が発生し、平戸川（現在の新川）を開削し花見川を利用して東京湾に流すという計画のもとに江戸時代から様々な事業が展開したが、結果、昭和43年の大和田排水機場の完成をみるまで、印旛沼の洪水被害は解消されなかった。
- ・ 利根川の東遷は、権現堂川、逆川と利根川の水量調整のため、関宿地区に棒だしを設置し、江戸市中を守る施設として機能したが、既に述べたように利根川下流域に大きな影響を与えることとなった。
- ・ 明治になって、関宿の棒だしは撤去され、権現堂川を埋設し、水量調整のために、関宿に水閘門が設置されることとなった。利根川の八斗島での推定水量が22,000m³/sと試算されたものが、今回の「ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書」では17,000m³/s

をピークとして全体計画を考えようとしている。また、江戸川では5,000m³/sをピークとする河道の目標水量としている。

- ・以上の点を踏まえて、問題点となることについて申しあげたい。
- ①江戸川水系での5,000m³/sをピークとする水量は、昭和25年の計画において示された水量と同じであり、この水量をピークと捉えるならば、江戸川流域における築堤や護岸整備は不要となるであろう。逆にこの水量を超えることがあれば都心に大きな被害が出ることになるのではないか。
- ②八斗島における17,000m³/sを超えた水量（従来は22,000m³/sであった）が流入した場合を想定すれば、上流の洪水調整施設によって調整をし、14,000m³/sとしても、基本的な考え方として、分派部分に新たな水閘門の設置が必要となり、利根川本川に9,000m³/sを流入させる施設の必要性が生じることになる。
- ③②が実施されれば、既存の水閘門の取り壊しが必定となる。
- ④江戸川の流量調整のため河道・河床の掘削を伴う事業が必要となると考えられる。
- ・結論として、過去における河川の整備に係わる施設は、歴史的・文化的に貴重な遺産であり、水閘門や棒だし跡は土木遺産としての価値が高い。これらの保護、保全を計画の中に位置づける必要があると考えられる。

○萩原委員

- ・利根川下流に位置し、八ツ場ダム整備により洪水対策や新水源確保といった利益を受ける千葉県側からすると、一番、気にかかるのはダム整備に協力してくれている地元住民の今後の生活再建、地域振興である。ダム建設で協力していただいた地域住民には、将来への希望を抱いていただけるような地域づくりの理念が不可欠といえる。
- ・報告書にはダム事業の科学的側面に焦点が当てられているが、明文化されたダム建設の在り方の理念が見当たらない。千葉県は成田空港建設で大きな傷を負った。空港整備の必要性は理解できても、その整備の在り方で「ボタンの掛け違い」がおきた。同ダムが計画されてから、いまだ本体の着工に至っていない事情をみると、同様の経緯があったことがうかがわれる。
- ・成田では空港整備の過程で、その必要性から整備の在り方まで含めた検証が地域住民も交えた幾多の公開された会議で検証され、「空港づくりは地域づくり」「地域づくりは空港づくり」という「共生の理念」が創造された。
- ・その中では、建設だけでなく運用でも伴う騒音などのマイナス要因への対応に空港設置者の国や運用する空港会社が地域住民、自治体の意見を聞きながら丁寧に対応する仕組みが作られ、実践されてきた。
- ・同ダム建設計画地周辺ではすでに代替地に移転し、新生活をスタートさせている多くの住民がいることを見た。国には地元住民の声を反映しながら、「ダムを建設して終わり」ではなく、将来の地域づくりに協力する姿勢をあらためて打ち出すべきではあるまいか。